

# 広告付き周辺案内地図

## 設置事業者募集要項

令和8年2月  
大阪市都島区役所

## 目 次

ページ

1 募集物件	1
2 応募資格要件	1
3 広告付き周辺案内地図の設置条件等	3
4 応募申込手続	4
5 價格提案書の提出及び審査	5
6 使用許可の手続き	7
7 設置予定事業者の決定の取消し	7
8 その他	7
事務フロー図	8
設置場所図面（位置図・拡大図）	別紙

## 広告付き周辺案内地図設置事業者募集（その2）募集要項

大阪市都島区役所が行う広告付き周辺案内地図設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 募集物件

所在地（住居表示）	設置場所	台数	最低使用料※ <sup>2</sup> (1台あたり月額・税抜き)
大阪市都島区中野町2丁目16番20号	大阪市都島区役所※ <sup>1</sup> 1階正面入口玄関ホール 「設置場所図面」参照	1台	¥10,000円

※1 区役所庁舎の開庁時間は次のとおりです。

- ・ 月曜日～木曜日及び第4日曜日 午前9時00分～午後5時30分
- ・ 金曜日 午前9時00分～午後7時00分
- ・ 土曜日、上記以外の日曜日、国民の祝日、国民の休日、及び年末年始  
(12月29日～1月3日) は閉庁

※2 最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

詳細については、「広告付き周辺案内地図仕様書」のとおり

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 広告事業について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿において「04：映画等製作・広告・催事、印刷 02広告代行」のうち「01総合広告代行」又は「02各種広告企画」に登載されていること。
- (5) 申込書の提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (7) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団

密接関係者に該当すると認められる者ではないもの。

- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (9) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

#### ※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

#### ※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

### 3 広告付き周辺案内地図の設置条件等

#### (1) 使用料等

##### ア 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き周辺案内地図設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

##### イ 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とします。

- ・ 使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。
- ・ 更新については、当初の使用許可開始期間から通算5年（最長で令和13年3月31日まで）を超えることができないものとします。

※ 本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。

また、使用許可書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、許可の更新は行いません。

- ・ 使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

##### ウ 使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

##### エ 保証金

設置事業者に決定し使用許可する際には、使用料納付担保相当額及び原状回復担保相当額としてそれぞれ使用料の3月分（消費税等を加算したもの）を保証金として納付していただきます。ただし、令和8年4月30日までに許可期間分の使用料を一括納付するときは、使用料納付担保相当の保証金を免除します。

保証金は使用料等の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、本使用許可に伴う一切の損害賠償に充当します。前述の充当により保証金に不足が生じた場合又は充当によっても不足額がある場合は、本市の指定する期日までその不足額を納入してください。なお、保証金には利息は付さず、「仕様書」に規定する原状に回復したことを確認後、還付します。

##### オ その他必要経費等

応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は設置予定事業者の負担となります。電気を使用する際には、別途都島区役所が発行する納

入通知書により電気使用料を納入期限までに納入していただきます（電気使用料は設置する機器の定格消費電力等により都島区役所で算定します）。

設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。

#### (2) 使用上の制限等

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

なお、支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。

イ 広告付き周辺案内地図を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

ウ 広告の掲出許可については、「大阪市行政財産広告取扱規則※」[「大阪市都島区役所広告事業規制等要領」](#)「[大阪市都島区役所行政財産広告掲出要領](#)」を遵守すること。

エ 広告付き周辺案内地図を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。

※ [大阪市行政財産広告取扱規則について](#)は大阪市例規データーベースよりご確認ください。

## 4 応募申込手続

#### (1) 申込受付期間

令和8年2月13日(金曜日)～令和8年3月3日(火曜日)

午前9時30分～午後5時30分

#### (2) 申込受付場所

大阪市都島区中野町2丁目16番20号（都島区役所2階）

大阪市都島区役所総務課

#### (3) 申込みに必要な書類

ア 応募申込書（本市所定様式 A4サイズ両面）

ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず割印してください。

イ 誓約書（本市所定様式 A4サイズ両面）

ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず割印してください。

ウ 事業概要（様式自由）

会社概要等、事業内容が分かるもの

エ 設置予定機器の仕様書（様式自由）

設置予定機器の仕様（サイズ、重量、電気容量等）がわかるもの

#### (4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。(送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

(5) その他

本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を電子メールにより提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。なお、質問メールを送った際に、必ず到着確認の電話連絡をしてください。

質問受付期間 令和8年2月13日(金曜日)～令和8年2月19日(木曜日)

午後5時30分まで

電子メール送信先 [miyakonyusatsu@city.osaka.lg.jp](mailto:miyakonyusatsu@city.osaka.lg.jp) (大阪市都島区役所総務課)

質問回答予定 令和8年2月24日(火曜日)から本募集要項掲載ホームページ内に追記します。

## 5 値格提案書の提出及び審査

(1) 値格提案書の提出及び審査の日時

令和8年3月5日(木曜日)

午前10時30分から午前11時までに価格提案書を入札箱に投函していただき、午前11時から価格提案審査を行います。

(2) 値格提案書の提出及び審査の場所

大阪市都島区中野町2丁目16番20号  
大阪市都島区役所2階 区長応接室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

ア 価格提案書

イ 委任状(代理人により応募しようとする場合)

ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した受任者の印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。

応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。なお、価格提案書への押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料(税抜き)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

#### (7) 価格提案審査

価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

#### (8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 最低使用料を下回る価格によるもの。
- イ 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ウ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- エ 記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。
- オ 所定様式の価格提案書を用いないでしたもの。
- カ 同一物件について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- キ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ク 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ケ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- サ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- シ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

#### (9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ、最高金額をもって価格提案した者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

#### (10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事

務に係わる職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

#### (11) 審査結果の発表及び公表

使用予定事業者があるときは、その者の受付番号、使用予定事業者名及び決定価格、並びに使用予定事業者以外の受付番号、応募者名及び応募価格の発表を行います。使用予定事業者がないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に発表します。

全応募者の「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は使用予定事業者名のみ）」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、本市ホームページ上で公表します。

なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名および落札金額を回答します。

#### (12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

### 6 使用許可の手続き

使用許可の手続きは、設置予定事業者決定後、細部について協議を行った上で、令和8年3月19日（木曜日）までに提出してください。なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

また、広告掲出にあたり都度ごとに、掲出の10営業日前までに見本を添えて広告掲出申請書を区の担当者へ提出し、承認を得てください。

### 7 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- イ 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ウ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

### 8 その他

応募者は、使用事業予定者決定後において、この公募要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度都島区役所と協議してください。

募集に関する問い合わせ先：大阪市都島区役所総務課

大阪市都島区中野町2丁目16番20号

（都島区役所2階）

電話 (06) 6882-9625

## 事業の進め方

